

歴史的景観建造物登録制度

～次の世代に残したい貴重な建造物を募集します～



【制度の概要】

高崎市では、貴重な景観資源である歴史的な建造物を、将来の高崎市民に引き継ぐため、「歴史的景観建造物登録制度」を設け、保全のための支援を行っています。

景観的に価値があると認められると「歴史的景観建造物」に登録され、さらにその中で、特に景観的な価値が高いものは「特定歴史的景観建造物」に認定されます。そして、それぞれに応じ、市から建造物の保全に関する支援を受けることができます。

【対象となる建造物】

個人所有の養蚕農家や町家などの住宅とそれらに付属する塀、門、蔵などの建造物で、次の①から⑤のすべてを満たす建造物を対象とします（社寺は除く）

- ① 築50年以上を経過している（昭和49年以前に建築されたもの）
- ② 所有者に保全・活用する意思がある
- ③ 老朽化が著しくなく、修復・活用が見込める
- ④ 地域の良い景観形成に寄与している
- ⑤ 国・県・市の指定重要文化財や登録有形文化財、景観重要建造物になっていない

【調査申込資格】 建造物の所有者

【申込期日】 令和6年8月16日（金）まで

【申込方法】 指定の申込書に必要事項を記入し、市役所11階景観室へ提出してください。郵送（消印有効）または電子メールでも受け付けます。なお、申込書は景観室と各支所地域振興課で配布する他、市ホームページからダウンロードもできます。

【申込先】 高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室（市役所11階）
〒370-8501 高崎市高松町35-1
メールアドレス：keikan@city.takasaki.gunma.jp
問合せ直通電話：027-321-1350

制度の流れ

建物所有者が申込書を提出【8月16日(金)まで】

現地調査（聞き取り・写真撮影）

景観審議会（意見聴取）



歴史的景観建造物に「登録」

保全・活用のための支援
●相談サービス

特定歴史的景観建造物に「認定」

※登録された中で特に景観的価値が高いもの

保全・活用のための支援
●相談サービス
●建造物の外観修繕工事費用の助成

※ 申込みがあった建造物のすべてが登録されるわけではありません

※ 建造物の登録及び認定については、ともに所有者等の同意が前提となります

保全・活用のための支援

区分	歴史的景観建造物	特定歴史的景観建造物
支援内容	・ 建造物の保全のための無料相談	・ 建造物の保全のための無料相談
		・ 外観修繕工事にかかる費用（税抜き）の3分の2以内を助成（限度額300万円） ※但し予算の範囲内で

所有者が行う建造物の管理

（１）当該建造物の保全・活用に努めるとともに、破損・滅失したときは、速やかに景観室に届け出てください。

（２）特定歴史的景観建造物については、その現状を変更しようとするときや、所有者等に変更があったときにも景観室への届け出をお願いします。

